

赤磐の新しい風

なぜ届かぬ市民の声

いちごハウス疑惑
監査請求
またしても却下

平成16年に公金をもって撤去費用が支払われているに拘わらず今なお赤磐市周囲に厳然と存在する、北川現市議が関係する「いちごハウス」について、5月18日、赤磐新しい風の会は撤去費用などの返還を求める監査請求を行いました。が却下されました。

これは、北川現市議の身内が所有する土地を借りて旧吉井町が行っていたいちごの砂耕栽培試験施設、いわゆる「いちごハウス」について、平成16年7月に市町村合併を機に閉鎖されることになり、覚書を交わしてその撤去費用などとして赤磐市は土地所有者に300万円を支払いました。

しかし7年が経過した今も撤去されないどころか、その施設が利用されていることから、市が支出した300万円は不当な支出であるとして、その返還を求める住民監査請求を赤磐市監

査委員会に対して行ったものです。

しかし「当該行為のあった日または終わった日から1年を経過したときはこれをすることが出来ない。ただし、正当な理由があるとすればこの限りでない」とする地方自治法第242条第2項を盾にまたしても監査請求は却下され、私たち住民の声は届きませんでした。

この却下理由について納得できないとして「赤磐新しい風の会」は即刻監査委員に面会を求め、糾しました。

確かに支払い行為があった1年を経過しているが、いちごハウスが今なお存在するという事実をもってすれば、1年を経過してはいないか、底言えないのではないかと質問したのに対して、監査委員会からは、監査の対象は会計処理が主で法規に従っただけといひます。

また「住民が相当の注意

力をもって調査すれば撤去費用の支払い後も施設が存在した事実は分かったはずだ」とした却下理由について「あなただったら知ることが出来たか」と監査委員に質問してみました。が明快な答えはなく、監査委員も今回の監査請求でこの事実を初めて知った様子でした。

「それならば監査委員が事実を知った限りにおいて監査委員の存在の証として自ら監査を開始したらどうですか」と言うのと笑うだけでした。

前回の是里と周囲の土地に関する監査請求に続いての今回の監査請求却下は、この却下の背景にもっと大きな闇が存在することを示唆することになりました。

この闇は今も議会に暗い影を落としていて、この闇の解明こそ、赤磐市議会の正常化の鍵となるものと確信するもので、「赤磐新しい風の会」は今後も追及の手綱を緩めるつもりはありません。

いちごハウスに新事実 あきれる公金支出

「赤磐新しい風の会」は撤去されて今は存在しないはずの「いちごハウス」に新たに公金が支出されていた事実を把握しました。

これは市町村合併後の平成20年9月、当時の荒島市長の下で開会された議会の議事録から明

らかになったものです。

これによると、業務委託料について糾した議員の質問に対して当時の産業建設部長が答えたもので、この「委託料」は「いちごの栽培実証展示圃」の管理委託料で、団塊の世代や帰農者、農業の初心者でも比較的取り組みやすい作目を検証するため、実証の展示圃を設置したそうです。

委託料は30万6千円、委託先は「いちご栽培実証展示圃管理組合です」と答弁している事実です。

またこの事業について報告書が求められたことに対して北川市議が割って入り、「訂正せよやおえんど、ふざけたことを言うな」と叫ぶ一幕もありました。

いちご栽培実証展示圃は北川市議が関係する「いちごハウス」で行われたもので、施設の撤去費用が支払われた後に、赤磐市はその施設を使つての新たな業務を委託したことになります。

既に撤去されて存在しないはずのハウスで実証栽培をするとは荒嶋市政の杜撰さ、いい加減さは呆れるばかりです。



注目の6月定例市議会

証人喚問拒否の北川市議を告発できるか!?

前号でお伝えしましたように、4月20日開催の百条委員会に出頭しなかった北川市議の扱いについて、百条委員会は即刻地方自治法第100条3項に抵触するとして当市議の告発を決定しました。

しかし、地方自治法100条3項で明記されている『告発しなければならぬ』とする『告発義務』ですが自治法では何故か議会の採択が必要とされています。

この採択が6月定例議会の最終日29日に行われるようになっていきます。ここで北川市議の告発が決定されれば、去年の1月に井上市長が、元副市長ら4人を背任の疑いで告訴したことから、市民が疑いの目を持って関心を寄せるようになった。是里と周囲の土地取得に関する疑惑の追及と共に、判断は司法の場に移ることになります。

こうして、井上市長の告訴が、有志市議による証人喚問不出頭の荒嶋前

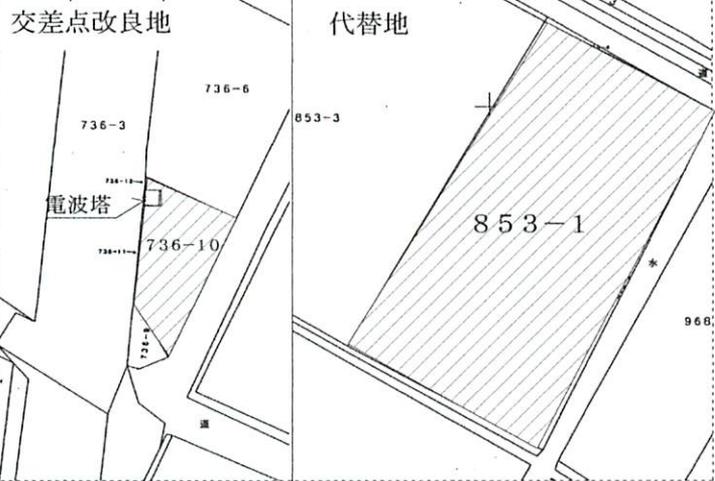
市長の告発に繋がるわけですが、こうした事件には全て北川市議が直接的にあるいは間接的に関係しており、北川市議本人の告発は、一連の事件解明の本丸ともなるものです。

捜査に生かされた市民目線

土地などの取り引きや、業務の委託など、行政と民間の契約や決済が手続き上問題が無くても、市民から見ればこれはおかしい、非常識だと思われる行為については、当事者にたいして市民の納得できる説明を求め、あるいは司法に対して有罪を求める権利が市民にはあるはずだ。

例えば周囲の土地取引に関して北川市議が所有する僅か100㎡ほどの土地が800㎡の土地に化けて市議の手に落ちる不思議。誰が見てもおかしいと

思うものが行政や議員には何故か見えていない不思議。私たちが市民は、これからの司法判断がこうした不思議の解明に迫ることを期待するものです。



入れ、その上差額の78,660円が儲かった。さらに、登録免許税を市に払わせて、代わりの欲しかった土地は農地だったため、北川議員は農地法により地目変更できないため、市に

欲しい土地を手に入れるからいい。必要のない土地(左側)を元手に面積で8倍にもなる土地(右側)に地番853の1)を手に入

土地の中の変な電波塔用地だけは売っていなかった北川議員。交差点改良用地を市に買わせた本当の目的は面積で8倍にも及ぶ替地を手に入れることではなかったのか。

北川議員の良識を問う

・ 買取代金は4,587,660円、支払いは450,000円、差額は78,660円。

どうして!?! 議員の良識を問う!

誰が見ても、何故おかしな議員を擁護するのか不思議です。赤磐の新しい風2, 3, 4号に告発に反対する議員の名前が出ている。誰の為に、何の為に議員になられたのか? 最近では百条委員会がどんなものか、何か起きていたのか、私たちが収めた税金がこのようにならされたのか、腹も立つ、誰の為に議員か? 反対される議員は裏で何か特別な関係があるのか、考えるようになりました。常識ある人だったら・・・私が選んだ人が反対しているのを知り怒りを覚えて次号がポストに入るの首を長くしてまっています。私も100円カンパし赤坂地区のほんの一部をウォーキングしながら配布します。頑張ってください。一読者より

この町に住む善良な市民である私たちはどのようにならなければならない。そのためには私たちの意思を代表する議会の正常化は欠かせない。

議会を傍聴しましょう!

最終日29日大勢で議会を傍聴し、議員の誰が告発に賛成し、また反対するか自分の目で確かめましょう! 6月29日午前10時開会 市役所3階本会議場 (二階のモニターでも見られます)

「赤磐の新しい風」の会へのご参加のご連絡をお待ちしています。※入会金は百円
住所 赤磐市山陽4丁目2の30
Tel・Fax 086・955・3633
「赤磐の新しい風」の会事務局